

議第五十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年六月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第二十条第一項第十四号中「平成六年国家公安委員会規則第十八号）第二条」を「令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二条第一号」に改める。

第二十二條の五第三項中「第四十四條」を「第二十六條の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第二十六條中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付則第二十七項の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者を受け入れる宿泊施設その他人事委員会が定める区域において、新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）をいう。）」に改め、「緊急に」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定、第二十二條の五第三項の改正規定及び第二十六條の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行の日から施行する。

提 案 説 明

特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例を定める等のため、この条例を定めようとする。